

監査報告第 4 号

平成 14 年 3 月 19 日

財務定期監査結果報告

[行財政局・区役所]

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	寺 坂 光 夫
同	田 路 裕 規
同	平 野 章 三

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した平成 13 年度財務定期監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

下記の監査対象における主として平成 13 年 4 月 1 日～11 月 30 日までに執行された事務について監査を行った。

行 財 政 局	主 税 部	税制課, 収納対策室, 固定資産税課
区 役 所	市 民 部	市税課

2 監査の期間

平成 13 年 9 月 26 日～平成 14 年 3 月 19 日

3 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 主な監査項目

(1) 市税の賦課に関する事務

ア 市民税等に関する事務

- (ア) 課税明細簿、申告書等の帳簿及び書類の整備に係る事務
- (イ) 市民税（個人・法人）、事業所税及び軽自動車税等の納税義務者の把握に係る事務
- (ウ) 市民税等の税額の算定及び調定に係る事務
- (エ) 納税の告知及び返戻の処理に係る事務
- (オ) 税額の減免、更正及び非課税の処理に係る事務

イ 固定資産税等に関する事務

- (ア) 課税台帳、調査票等の帳簿及び書類の整備に係る事務
- (イ) 課税客体となる土地、家屋及び償却資産の捕捉に係る事務
- (ウ) 土地、家屋及び償却資産の固定資産評価に係る事務
- (エ) 固定資産税、特別土地保有税等の減免、更正及び非課税の処理に係る事務

(2) 収税に関する事務

ア 収納状況の把握に係る支出事務

イ 滞納者の実態等の調査及び滞納の状況と理由の把握並びに記録に係る事務

ウ 滞納者に対する督促及び延滞金の徴収に係る事務

エ 徴収猶予及び換価猶予の処理に係る事務

オ 過誤納金の処理に係る事務

カ 滞納処分、滞納処分の執行停止及び不納欠損処分の処理に係る事務

キ 受領した約束手形などの有価証券の整理に係る事務

ク 収納率の向上に係る事務

ケ 現金領収の取扱に係る事務

コ その他収税に係る事務

(3) 支出に関する事務

ア 納税貯蓄組合連合会運営補助金に係る支出事務

イ その他の支出事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 市税の賦課に関する事務

ア 市民税等に関する事務

① 個人市民税の所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額から神戸市市民税条例（以下、「条例」という。）第20条の3に定める控除を行った額となっているが、前年の所得金額を誤っている事例及び総所得金額から控除する額を誤っている事例が見受けられた。

確定申告書、給与支払報告書等関係書類の点検を確實に行い、適正に課税するべきである。

(ア) 所得金額を誤っている事例

(中央区市税課)

(イ) 控除額を誤っている事例

(兵庫区・須磨区・垂水区市税課)

② 原稿の報酬に係る所得等の変動所得に係る平均課税の適用において、課税総所得金額の算定を誤っている事例が見受けられた。

(西区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

③ 生活扶助の措置を受ける場合は減免措置の適用があるが、適用時期を誤っている事例が見受けられた。

(垂水区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

イ 固定資産税等に関する事務

① 地方税法（以下、「法」という。）第388条第1項の規定により告示された固定資産評価基準（以下、「評価基準」という。）によると、土地の地目及び地目ごとの評価は賦課期日（毎年1月1日）の現況により行われるが、地目等が現況と異なっている事例が見受けられた。

適正な事務処理を行うべきである。

(ア) 地目の認定が現況と異なっている事例

(北区・西区市税課)

(イ) 地目ごとの評価が現況と異なっている事例

(東灘区・中央区市税課)

② 一筆の土地が、相当の規模で二以上の全く別個の用途に利用されているときは、利用状況に応じて区分して画地を認定することになっているが、区分されていない事例が見受けられた。

(中央区・西区市税課)

利用状況ごとに一画地として区分するべきである。

③ 隣接する複数筆の土地を一体利用しているが、一画地として評価していない事例が見受けられた。

(東灘区・北区・垂水区市税課)

一画地として評価するべきである。

④ 法第403条によると、固定資産の価格の決定にあたっては評価基準に基づいて行うこととされているが、評価基準に定める画地計算法を誤って適用している事例が見受けられた。適正に評価するべきである。

(ア) 正面路線、間口距離、奥行距離の認定が誤っている事例 (西区市税課)

(イ) 間口距離、奥行距離の計測が誤っている事例 (垂水区・西区市税課)

(ウ) 正面と側方に路線がある画地（角地）は正面路線のみに接する画地に比べ利用価値が高いため、側方路線影響加算が適用されるが、角地であるのに側方路線影響加算が適用されていない事例及び側方路線影響加算を適用するべきでない画地に適用している事例

(西区市税課)

(エ) 不整形な土地は整形な土地に比べ利用に制約があるため、不整形地補正が適用されるが、不整形地であるのに不整形地補正が適用されていない事例、不整形地補正を適用するべきでない土地に適用している事例及び誤って適用している事例

(灘区・長田区・垂水区・西区市税課)

(オ) 地積が付近の土地に比して著しく小さく、通常の用途に供することが困難な画地については、過小規模画地補正の適用があるが、過小規模画地補正をするべきでない土地に適用している事例 (灘区市税課)

⑤ 法第348条第2項第5号により非課税申告書が提出され、公共の用に供する道路として非課税認定している土地について課税されている事例が見受けられた。 (須磨区市税課)
非課税措置を講じるべきである。

⑥ 居宅や事務所、倉庫等として使用されている建物につき、課税されていない事例が見受けられた。 (灘区・垂水区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

⑦ 法附則第16条によると、専用住宅または併用住宅で居住部分の割合が2分の1以上の新築住宅は、1戸あたり 120m^2 を限度に、居住部分について固定資産税を一定期間2分の1減額することになっているが、評点の異なる居宅と車庫がある場合の減額適用の方法を誤っている事例及び併用住宅で店舗部分にも減額適用している事例が見受けられた。

(東灘区・兵庫区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

- ⑧ 評価基準によると、家屋の評価額は m^2 当たり再建築費評点数を算出し、それを基に求めることとされているが、 m^2 当たり再建築費評点数の算定を誤っている事例が見受けられた。

(中央区・須磨区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

- ⑨ 債却資産については、1月1日現在所有している資産に対して課税されるが、前年1月1日以前に取得した資産が新たに申告された場合において、過年度分の課税がされていない事例が見受けられた。

(兵庫区・西区市税課)

適正に課税するべきである。

- ⑩ 法附則第15条第5項第2号によると、汚水又は廃液の処理施設で一定期間内に取得されたものについては課税標準の特例の適用があるが、申告書に当該規定の適用がある旨が記載されているにもかかわらず、適用されていない事例が見受けられた。

(北区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

- ⑪ 神戸起業ゾーン条例に基づき認定された特定事業計画に係る債却資産につき、固定資産税の課税軽減措置の適用があるが、適用年度を誤っている事例及び申告書が提出されたが軽減措置が適用されていない事例が見受けられた。

(中央区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

- ⑫ 集会所の用に供する家屋の固定資産税の免除の認定にあたり、決裁を得ていない事例が見受けられた。

(垂水区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

(2) 収税に関する事務

- ① 法第17条の2第1項によると、過誤納金が発生した場合、徴収金（本税及び延滞金）に未納があれば充当しなければならないが、充当せずに還付している事例が見受けられた。

(東灘区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

- ② 法第15条の7第1項によると、滞納者に財産がない等の事実がある場合には滞納処分の執行を停止できるが、十分に財産等の調査を行わずに滞納処分の執行を停止している事例、給与等差押可能額があるにもかかわらず滞納処分の執行を停止している事例が見受けられた。

(須磨区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

③ 法第18条によると、地方税の消滅時効は5年間であるが、長期間催告を行うのみで、十分に財産等の調査を行わずに時効による不納欠損処分を行っている事例、長期間滞納整理の記録がとぎれたまま時効による不納欠損処分を行っている事例及び徴収権が消滅した日から1年以上経過後に時効による不納欠損処分を行っている事例が見受けられた。

(灘区・北区・長田区・西区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

④ 条例第13条及び条例施行規則第11条による延滞金の減免にあたり、延滞金減免申請書の提出がない事例、申請書所見欄に減免理由の記載がない事例及び延滞金額の確定前に減免決議を行っている事例が見受けられた。 (中央区・北区・長田区・須磨区・西区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

⑤ 差押調書(原本)は区長決裁を受けるべきであるが、決裁が不備である事例が見受けられた。

(西区市税課)

適正な事務処理を行うべきである。

以上、監査の結果を述べたが、今後の事務執行にあたっては、これらの点に十分留意し、各種規程を遵守するとともに、チェック機能の見直しを行うなど必要な事務処理手続の改善を図られたい。